

介護給付費分科会における議論の整理（主な論点）

平成 23 年 10 月 7 日

1. 居宅サービス・地域密着型サービスについて

①定期巡回・随時対応サービスについて

定期巡回・随時対応サービスの基準・報酬については、以下のような基本的な考え方を実現するという観点に立って検討すべき。

- ・ 利用者の心身の状況に応じて、適切なケアマネジメントの実施により、必要なサービスを必要なタイミングで柔軟に提供（定期巡回型訪問＋随時対応）
- ・ 24 時間の対応体制の確保
- ・ 介護・看護サービスの一体的提供
- ・ 人材の確保と柔軟な活用、経営の安定化

②複合型サービスについて

小規模多機能型居宅介護と訪問看護の複合型サービスの基準・報酬については、以下のような基本的な考え方を実現するという観点に立って検討すべき。

- ・ 適切なケアマネジメントの実施により、通い、訪問介護、訪問看護及び宿泊のサービスを柔軟に提供
- ・ 看護・介護サービスの一体的提供
- ・ 人材の確保と柔軟な活用、経営の安定化

③訪問介護について

訪問介護の基準・報酬については、以下のような基本的な考え方に則って検討すべきではないか。

- ・ 自立支援に重点を置いたサービス提供のあり方

④訪問看護について

訪問看護の基準・報酬については、以下のような基本的な考え方に則って検討すべきではないか。

- ・ 医療機関から在宅生活への円滑な移行
- ・ 医療が必要な重度の要介護者の在宅生活を支えるための適切な訪問看護の提供のあり方

⑤短期入所生活介護・短期入所療養介護について

短期入所生活介護・短期入所療養介護の基準・報酬については、以下のような基本的な考え方に則って検討すべきではないか。

- ・ 緊急時に円滑にサービスを提供するための方策
- ・ サービスの普及促進に向けた方策

⑥居宅療養管理指導について

居宅療養管理指導をより効果的なサービスにするため、どのような対応が考えられるか。

⑦リハビリテーションについて

- ・ リハビリテーションを包括的に提供できる地域のリハビリ拠点をどのように整備・推進していくか。
- ・ 通所リハビリテーションにおいて提供サービスが通所介護と類似しているという指摘があるが、サービス提供のありかたについてどう考えるか。
- ・ 訪問リハビリテーションの果たすべき役割についてどう考えるのか。また、リハビリテーション専門職の果たすべき役割や他職種との関わり方などについてどう考えるか。
- ・ 上記の三点についてリハビリテーションの量とともに質をどのように担保するか検討すべきではないか。

⑧通所介護について

通所介護の基準・報酬については、以下のような基本的な考え方に則って検討すべきではないか。

- ・ 自立支援に重点を置いたサービス提供のあり方

⑨軽度者（予防給付）について

- ・ 通所系サービスにおいて、重度化を防ぎ、生活機能向上の達成を実現している事業所を重点的に評価すべきではないか。
- ・ 訪問系サービスにおいて、利用者の能力を最大限に引き出す支援を行うため、リハビリ専門職と連携してアセスメントを行うなど、サービスの提供のあり方を検討すべきではないか。
- ・ 自立支援に資するようサービス提供がなされているか、モニタリングを行いながら、改善につながっているケアプランを重点的に評価するなど、介護予防ケアマネジメントのあり方を検討すべきではないか。

⑩認知症対応型共同生活介護について

認知症対応型共同生活介護の基準・報酬については、以下のような基本的な考え方に則って検討すべきではないか。

- ・ 医療提供のあり方
- ・ 夜間における職員体制のあり方
- ・ 短期利用等の在宅支援のあり方

⑪小規模多機能型居宅介護について

小規模多機能型居宅介護について、今後、更なる普及促進に向けて、どのような対応が考えられるか。

3. 介護保険施設サービス等について

①介護老人福祉施設について

介護老人福祉施設の基準・報酬については、以下の点に留意して検討すべきではないか。

- ・ 医療提供及びケアマネジャーのあり方
- ・ 個室ユニットの推進方策

②介護老人保健施設について

介護老人保健施設の基準・報酬については、以下の点に留意して検討すべきではないか。

- ・ 在宅復帰・定着に向けた支援のあり方
- ・ 医療提供及びケアマネジャーのあり方

③介護療養型医療施設について

療養病床再編成をより一層進めるために、介護療養病床や介護療養型老人保健施設の基準・報酬等について、どのような対応が考えられるか検討すべきではないか。

④特定施設について

特定施設入居者生活介護の基準・報酬については、以下の点に留意して検討すべきではないか。

- ・ 医療提供のあり方
- ・ 空室の短期利用のあり方

⑤高齢者の住まいについて

高齢者の住まいの普及促進を図り、施設への入所ではなく、「サービス付き高齢者向け住宅」において、安心して暮らすことができるようにするため、基準・介護報酬については以下の視点に立って検討すべきではないか。

- ・ 24時間対応の「定期巡回・随時対応サービス」などを始めとした居宅サービスの提供のあり方
- ・ 「サービス付き高齢者向け住宅」により提供される安否確認・生活相談等の「サービス」と居宅サービスとの連携

4. 認知症への対応について

認知症への対応を強化するため、以下の視点に留意して検討すべきではないか。

- ・ 認知症への対応にあたり、早期発見、重度化予防、医療と介護の連携、地域との連携などケアのあり方
- ・ 認知症対応型共同生活介護における医療提供のあり方
- ・ 小規模多機能型居宅介護における医療提供のあり方

5. 医療と介護の連携について

(1) 総論

今後、医療の必要性の高い要介護者が増加する中で、医療と介護の役割分担と連携の強化を図るために、以下の視点で検討してはどうか。

- ・ 退院時における医療機関と介護サービス事業者との連携促進
- ・ 介護サービス利用者に対する医療提供のあり方や看取りの対応状況
- ・ 介護療養型医療施設から介護療養型老人保健施設等への転換支援

(2) 各論

① 訪問看護における医療と介護の連携について

訪問看護については、以下のような基本的な考え方に則って検討すべきではないか。(再掲)

- ・ 医療機関から在宅生活への円滑な移行
- ・ 医療が必要な重度の要介護者の在宅生活を支えるための適切な訪問看護の提供のあり方

② リハビリテーションにおける医療と介護の連携について

医療保険から介護保険への円滑な移行のために、これまで必要な対応を行ってきたが、今後、更なる移行に向けてどのような対応が必要か検討すべきではないか。

6. 介護人材の確保と処遇の改善策について

(1) 介護職員処遇改善交付金

- ・ 介護職員の賃金水準は、平成 21 年度介護報酬改定や、介護職員処遇改善交付金などにより、着実に改善している。
- ・ 介護職員の賃金については、本来労使間の自律的な取組みによって決定されるべきであることに鑑みて、平成 23 年度末を期限として実施している介護職員処遇改善交付金の対応について、どのように考えるか。
- ・ 仮に、介護報酬で評価することとした場合、現在の賃金水準が引き下がらないようにするためには、どういった方策が考えられるか。
- ・ また、有効求人倍率は低下傾向、入職率も上昇傾向で推移する一方で、離職率は事業所ごとに二極化し、特に就業形態やサービス類型によって差がある状況である。
- ・ 今後、介護職員の円滑な入職、定着に資するよう、介護職員の処遇改善に向けて、キャリアアップの仕組みの導入など、どのように対応するべきか。

(2) 地域区分

- 1 地域割りについて
 - ①国家公務員の地域手当の地域割り（7区分）に準拠する。
 - ②その上で特甲地を特甲地 1（仮称）及び特甲地 2（仮称）並びに特甲地 3（仮称）へ 3 分割する。
- 2 適用地域について
国家公務員の地域手当に準拠した見直しを行う。なお、国の官署が所在しないことにより地域区分の適用地域の設定のない地域については、診療報酬の地域加算の対象となる地域の考え方を踏襲して、地域区分を設定する。
- 3 上乗せ割合について
国家公務員の地域手当に準拠した見直しを行う。その際、国家公務員給与の考え方と同様に財政中立を原則とする。
- 4 人件費割合（地域差を勘案する費用の範囲）について
地域差を勘案する費用の範囲については、介護事業経営実態調査を踏まえ、見直しの必要性を検討する。

7. 区分支給限度基準額について

区分支給限度基準額については、まず、ケアマネジメントの実態を踏まえた上で、議論をすべき。

8. ケアマネジメントについて

自立支援型のケアマネジメントへの転換を図るため、ケアマネジメントの実態を踏まえ、介護支援専門員の質の向上やあり方について検討すべき。

9. 介護サービスの質の評価について

- ・ すでに導入された加算の検証や、施設（特養・老健）における実態調査結果を踏まえた対応について検討すべきではないか。
- ・ また、将来的には要介護認定データとレセプトデータを突合させたデータベースを構築し、事業所毎のアウトカムを検証できる仕組みを検討してはどうか。

10. 福祉用具について

- ・ 「外れ値」への対応について
- ・ 比較的安価な福祉用具の取り扱いについて
- ・ 専門職の関与と適切なケアマネジメントの推進について